

## 「新宿区マンション管理適正化推進計画」(素案)の作成 及びパブリック・コメントの実施について

令和2年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されたことに伴い、地方公共団体は、国の基本方針に基づいて、マンションの管理の適正化を推進するための計画を作成できるようになった。

これを受け、区は、マンション管理の適正化をより積極的かつ計画的に推進するため、新宿区マンション管理適正化推進計画(以下、「推進計画」という)を策定することとした。策定にあたっては、新宿区住宅まちづくり審議会をはじめ、マンション管理を専門とする学識経験者やマンション管理士等から意見を聴き、内容を検討してきたところであり、令和6年2月の計画最終決定を目途に策定作業中である。

この度、これまでの検討結果を踏まえ、「推進計画」(素案)を作成し、これについて下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

### 記

#### 1 「推進計画」(素案)の概要 (資料1、資料2参照)

##### (1) 計画策定の目的

マンションの適正な管理のあり方を明確にすることで、マンションの管理組合や区分所有者等に管理に対する理解を深めてもらうとともに、マンションの管理の適正化に向けた区の取組をより積極的かつ計画的に実施し、「誰もが安心して住み続けられるまち」を実現する。

##### (2) 計画の位置づけ

本計画はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2及び国が示すマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に基づき定めるものであり、区が定める「新宿区総合計画」及び「新宿区住宅マスタープラン」の下位計画として本計画を位置づける。

##### (3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年度間を計画期間とする。

##### (4) 計画の構成

- 第1章 計画の目的と位置づけ
- 第2章 マンションを取り巻く現状と課題
- 第3章 マンション管理適正化の基本的な考え方
- 第4章 施策の展開
- 第5章 新宿区マンション管理適正化指針
- 第6章 計画の実現に向けて

#### (5) 計画策定に伴う新たな取組

- ① 管理計画認定制度（一定の管理基準を満たすマンションの認定を実施）（P.22）
- ② 助言・指導及び勧告（管理の適正化の推進等のために必要な指導・助言等を実施）（P.34）
- ③ 新たな施策・取組の実施

##### ア 管理計画認定支援サービス手数料補助事業（P.22）

管理計画認定申請を行う際のシステム利用料等を補助する。

##### イ 管理計画認定取得促進補助事業（P.22）

管理計画認定を取得したマンションに対して、補助事業を行う。

##### ウ 長期修繕計画作成費補助事業（P.24）

30年以上の長期修繕計画を作成する際に要する費用の一部を補助する。

## 2 パブリック・コメントの実施（資料3参照）

### (1) 実施期間

令和5年10月15日（日）から令和5年11月16日（木）まで

### (2) 意見書の提出方法

10月15日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及び住宅課窓口で受付

### (3) 配布場所

以下の場所で配布するとともに、区ホームページで公表する。

住宅課（本庁舎7階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、区立図書館（10館）

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月10日（火） 環境建設委員会へ報告

（計画素案の作成及びパブリック・コメントの実施について）

10月15日（日） パブリック・コメントの開始

～11月16日（木） パブリック・コメントの終了

12月下旬 住宅まちづくり審議会

（パブリック・コメントを踏まえた計画案について）

令和6年 2月 2日（金） 政策経営会議

（計画の策定及びパブリック・コメントの実施結果について）

2月 7日（水） 環境建設委員会へ報告（同上）